

地域少子化対策重点推進交付金（令和8年度）

地域少子化対策重点推進事業（補助率：3/4、2/3、1/2）※財政力指数に応じて補助率の変更あり

自治体が行う以下の事業を支援

ライフデザイン・結婚支援 重点推進事業

補助率3/4

- ・自治体間連携を伴う取組
- ・若い世代の描くライフデザイン支援
- ・地域の結婚支援ボランティア・事業者等を活用した
伴走型結婚支援の充実

補助率2/3

- ・上記以外の事業



結婚支援 コンシェルジュ事業

補助率3/4

都道府県に、結婚支援の専門的な知見を持つ者をコンシェルジュとして配置し、自治体の結婚支援を技術面・情報面から支援するとともに、国・自治体・地域の連携を強化



結婚、妊娠・出産、子育てに温かい 社会づくり・気運醸成事業

補助率2/3

- ・自治体間連携を伴う取組
- ・地域全体で結婚・子育て、子育てと仕事の両立や多様な働き方を応援する気運醸成
- ・育児休業取得と家事・育児分担の促進

令和7年度の重点メニュー「地域全体で結婚・子育てを応援する気運醸成」と「子育てと仕事の両立と多様な働き方の促進」を統合

補助率1/2

- ・上記以外の事業



結婚・妊娠・共育ての相談機会提供・支援プログラム（補助率：2/3、1/2）

ライフデザイン支援講座やプレコンセプションケアに関する講座等を受講した新婚世帯を対象に、自治体が、家賃、引越費用等を補助する取組を支援

【対象世帯】 夫婦ともに39歳以下かつ世帯所得500万円未満

【対象費用】 婚姻に伴う住宅取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃借費用、引越費用

【補助上限】 夫婦ともに29歳以下：60万円 夫婦ともに39歳以下(左記を除く)：30万円

○ 都道府県主導型市町村連携コース（補助率：2/3）※左記以外は一般コース（補助率：1/2）

都道府県が主導し、管内市町村における取組の面的拡大を図りつつ、地域における切れ目ない結婚・子育て支援体制の構築を促進

